	第四十六号第六改訂版	第八十一号	第百六十六号改訂版	第百五十八号	第三十九号改訂版	第百六十号第二改訂版	第百六十九号	第百五十七号改訂版
第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十六号の事故情報計測・記録装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十七号の事故情報計測・記録装置	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十八号の自動運行装置	○	○	○	○	○	○	○	○

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和七年六月十七日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第十条に二項を加える改正規定、同告示第二十七条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同告示第八十八条に四項を加える改正規定、同告示第百五条第一項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同告示第百四十五条の二に一項を加える改正規定、同告示第百六十六条に三項を加える改正規定、同告示第百八十三条第一項の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同告示第二百二十三条の二に一項を加える改正規定、同告示第二百二十三条の五に一項を加える改正規定、同告示別添百二十四の改正規定、第二条及び第四条の規定、第五条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第四条に四項を加える改正規定、同告示第十八条の二第一項から第四項までの改正規定、同条に三項を加える改正規定、同告示第五十一条の二に二項を加える改正規定、同告示第五十一条の五に二項を加える改正規定並びに第六条及び第九条の規定並びに附則第2条の規定　令和七年六月二十三日

二　第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第三十条第一項、第四項、第八項及び第十項並びに第百八条第六項の改正規定、第三条の規定、第五条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十条第十二項、第十七項及び第二十四項から第二十六項までの改正規定、同条に二項を加える改正規定（第二十七項に係る部分に限る。）並びに第十条の規定　令和七年七月六日

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示及び完成検査実施規程の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示及び完成検査実施規程の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

第二十二号	第十三号
第二十八号	第十八号

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第千百七十五号）第一条による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験	
道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験	